

答申第 1140 号

諮問第 1812 号

件名：2024 年度 6 月補正に係る要求資料の開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し「2024 年度 6 月補正に係る要求資料の提出について」（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 6 月 25 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 7 月 9 日付けで行った開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、防災安全局防災危機管理課（以下「防災危機管理課」という。）及び防災危機管理課防災拠点推進室（以下「防災拠点推進室」という。）が作成し、総務局財務部財政課に提出した、愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（以下「本件事業」という。）に係る補正予算の予算要求に係る資料である。

本件行政文書は、防災安全局の令和 6 年度 6 月補正予算一覧表及び補正内容に係る資料並びにそれらに係る記者発表資料で構成されている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「元の請求では広域防災拠点の事業計画見直しの決定過程のわかる文書の開示を求めたが、開示決定のあった文書は結果だけで、少なくとも事業者へのヒアリング結果をまとめた文書や、それを庁内で検討した文書を追加で開示すべきである」と主張していることから、以下、本件行政文書を特定した理由について述べる。

(3) 本件行政文書を特定した理由について

請求に係る開示請求書には、「愛知県基幹的広域防災拠点整備事業」で、「民間企業に対するヒアリング結果を取りまとめ」、「事業方式の見直

しに至る検討過程の分かる文書一式」と記載されている。

本件事業は、大規模災害時に、全国からの応援人員や物資等を円滑に受け入れ、被災現場や地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を整備するというもので、防災拠点推進室が実施している。

本件事業については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づくBTコンセッション方式（事業者が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、県に施設の所有権を移転し、施設の運営権を事業者を設定する方式）による整備を進めることとし、令和5年7月7日に実施方針を公表し、同年10月20日に公告を行い事業者の選定手続を進めていたが、令和6年3月29日の入札の結果、予定価格の範囲内に至らず、不落となった。

このため、防災拠点の早期整備に向けて、事業者の幅広い参加を促し、競争性を確保できる事業手法及び事業単位を検討することとし、防災拠点推進室において、民間事業者へヒアリングを実施した。その結果を基に、消防学校と防災公園をそれぞれ単位に分け、第1期として、防災拠点の中核施設である消防学校の整備をBTO方式・サービス購入型（事業者が自ら調達した資金により施設の設計、建設を行った後、県に施設の所有権を移転し、事業者が施設の維持管理を行い、県は、そのサービスの提供に対して対価を支払う方式）により実施することとし、事業者の選定手続を進めるために必要なアドバイザー契約に係る事業費の補正予算を令和6年6月議会に上程するという方針を記者発表内容を含めて局内で検討し、意思決定を行った。

本件行政文書は、上記検討及び意思決定のため作成、起案したものであり、本件事業に係る民間企業に対するヒアリング結果に基づき本件事業の実施方式やスケジュール等の変更内容が分かる資料である。

よって、本件行政文書を、請求に合致する文書として特定したことに誤りはない。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件事業に係る令和6年度6月補正予算の予算要求に係る資料である。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、今回開示された文書では不十分なので、追加の文書の開示を求めるとし、本件行政文書は結果だけで、少なくとも事業者へのヒアリング結果をまとめた文書や、それを庁内で検討した文書を追加で開示すべきである旨主張していることから、本件行政文書を特定したことが妥当であるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

実施機関によれば、本件行政文書は、本件事業について、BT コンセッション方式で進めていたが、入札不落となったため、民間事業者へ幅広くヒアリングを実施した上で、事業手法及び事業単位を見直し、第1期として消防学校の整備をBT0方式・サービス購入型（以下「変更後方式」という。）に変更することとし、その検討及び意思決定のため作成、起案したものであり、本件事業に係る民間事業者に対するヒアリング結果（以下「本件ヒアリング結果」という。）に基づき本件事業の実施方式やスケジュール等の変更内容が分かる資料であるとのことである。よって、本件行政文書を本件開示請求に合致する文書として特定したとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、民間事業者の選定手続を進めていたが入札不落となったため民間事業者へ幅広くヒアリングを実施した旨、本件事業の進め方についてBT コンセッション方式から変更後方式に変更する旨及び当初のスケジュールから今後のスケジュール予定の変更の対比等が記載されていた。

当審査会において実施機関に確認したところ、事業方式の見直しに至る検討には本件行政文書を用いており、事業方式の見直しに至る経緯や理由が分かる文書、事業方式の見直しの検討過程が分かる文書は本件行政文書以外には存在しないとのことである。

また、事業方式の見直しを検討するに当たって、本件ヒアリング結果の内容を簡潔に取りまとめた検討用の資料は作成していないとのことである。

さらに、過去のアドバイザー契約には入札不落に係る分析が業務内容に含まれていないことから、同契約の成果物には入札不落に係る分析結果は記載されていないとのことである。

加えて、今回入札不落になったことについてはウェブページで公表しているが、予定価格の範囲内に至らず不落となったことを公表するのみであり、入札不落の理由までは公表していないとのことである。

これらを踏まえて当審査会において検討したところ、実施機関の説明を覆す事情は認められず、ほかに追加決定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、実施機関において本件行政文書を特定したことは妥当である。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) 付言

当審査会は、本件行政文書により、事業方式の見直しの内容を確認することはできたが、本件ヒアリング結果を踏まえた上でどのような検討を行ったのかを確認することができなかった。

実施機関にあつては、県が県民に対して有している県の諸活動の状況を

具体的に説明する責務が果たされるようにするという条例第1条の趣旨を踏まえ、本件事業において、今後は適切な対応が望まれる。

別記

「愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業」で、民間企業に対するヒアリング結果を取りまとめ、事業方式の見直しに至る検討過程の分かる文書一式

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 9 . 2 5	諮問 (弁明書の写しを添付)
7 . 1 . 2 3 (第 699 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
7 . 2 . 2 5 (第 701 回審査会)	審議
7 . 3 . 2 6	答申